



連合国防共同宣言

REEL No. A-1231

0505

アジア歴史資料センター

條條 150部 16/11

A7.c.c.10

1

(仮訳)

連合國共同宣言

「アメリカ合衆國、グレートブリテン及北部アイルランド連合王國、ソヴェット社会主義共和國連邦、中華人民共和國、オーストラリア、ニュージーランド、チエッコスロヴァキア、ドミニカ共和国、サルヴァドル、ギリシア、グアテマラ、ハイチ、ホンデュラス、インド、ルクセンブルグ、オランダ、ニユー・ジージーランド、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、ポロランド、南アフリカ、キューバ、スラヴィア、共同宣言」

千九百四十二年一月一日「ワシントン」ニ於テ署名
(本宣言ノ英文ハ在外帝國公館報告ヨリ之ヲ採リタリ)

本宣言ノ署名國政府ハ大西洋憲章トシテ知ラルル千九百四十一年八月十四日附「アメリカ合衆國大統領並ニグレートブリテン」及北部「アイルランド」連合王國總理大臣ノ共同宣言ニ包含セラレタル目的及原則ニ關スル共同綱領書ニ賛意ヲ表シ

右政府ノ敵國ニ對スル完全ナル勝利ガ生命、自由、獨立及宗教的自由ヲ擁護スル爲並ニ其ノ國土ニ於テ又他ノ國土ニ於テ人類ノ權

2

利及正義ヲ保持スル爲ニ必須ノモノナルコト並ニ右政府カ世界ヲ征服セント努メツアル野蠻且獸的ナル軍隊ニ對スル共同ノ闘争ニ現ニ從事シ居ルモノナルコトヲ確信シ左ノ如ク宣言ス

(一) 各政府ハ三國條約ノ締約國及該條約ノ加入國ノ中右政府ガ之ト戦争ヲ行ヒツツアルモノニ對シ右政府ノ軍事的又ハ經濟的ノ全部ノ資源ヲ使用スルコトヲ審約ス

(二) 各政府ハ本宣言ノ署名國政府ト協力スルコト及敵國ト單獨ノ休戦又ハ講和ヲ爲サザルコトヲ誓約ス

前記宣言ハ一ヒト「ラ」主義ニ對スル勝利ノ爲ノ闘争ニ於テ物質的ノ援助及貢獻ヲ爲シ又ハ爲スコトアルベキ他ノ國ニ依リ加入セラルルコトヲ得

千九百四十二年一月一日「ワシントン」ニ於テ作成ス

「ソヴェット」社会主義共和國連邦
「アメリカ」合衆國
「グレートブリテン」及北部「アイルランド」連合王國
「オーストラリア」連邦
「バルギー」王國

フランクリン・デイ、ロースヴェルト
「アイルランド」連合王國
ウインストン・チャーチル
大使 マクシム・リトヴィノフ
外交部長 宋子文
アーサー・ジョー、ケーシ
伯爵 エル、ストラーチン

「カナダ」
「リカ」
「コスタ」
「リカ」
「共和

レイトン、マツカージ
ルイス、フェルナンデス
アウレリオ、エフエ、コンチエーソ
ヴェー、エス、フルバン
ホータ、エメ、トロソ
セー、アー、アルファ
シモン、ペー、デアマントブ
フェルナンド、デニス
フリーアン、エレ、カセーレス
ギルジア、アンカール、ベジューバイ
ヒュー、ル、ギアレー
アー、ルー、ドン
フランク、ラングスト
レオ、ドン、ダバイレ
ド、ペルト、ヴェー、ムンテ、デ、モ、グ、ス、タイ、ル
ハエーン、グアル、デ、イ、ア
ヤン、シェ、チ、ア、ノ、フ、ス、キ、イ
ラルフ、ダブリュー、クローズ
コンスタンティン、アー、フォテイチ

三國外務大臣ノ「モスコ」ニ於ケル會議ニ
關スル英「ソ」米ノ公表文

(本公表文ノ英文ハ「モスコ」市内刊行
ノ千九百四十三年十一月三日附「モスコ
」、
「イズヴェスチヤ」ヨリ又露文ハ同月二日附

「アメリカ」合衆國外務大臣「コーデル、ハル」、連邦王國外務
大臣「アントニー、イ、デン」及「ソ、ヴェ、エト」連邦外務大臣、
「ヴェー、エム、モ、ロ、ト、フ」ノ會議ハ千九百四十三年十月十九日
ヨリ三十日ニ至ル迄「モスコ」ニ於テ開催セラレ十二回ノ會合
行ハレタリ

右外務大臣以外ニ左ノ者モ會議ニ参加シタリ
「アメリカ」合衆國
合衆國大使「アヴァレル、ハリマン」
合衆國陸軍少將「ジョン、デイーン」
「グリムズ、ダン」
「ジュームズ、ダン」
「ジュームズ、ダン」

大臣カ會議ニ於テ相會スルコトヲ得タルハ今同ヲ以テ嚆矢トス
 最初ニハ「ドイト」國及「ヨロップ」ニ在ル同國ノ與國ニ對ス
 ル戰爭ノ期間短縮ノ爲執ラレベキ措置ニ關シ率直且徹底ナル討
 議行ハレタリ決定カ了ラレ且既ニ準備中ナル確定ナル軍事行動
 ニ付討議スル爲及三國間ノ將來ノ最モ緊密ナル軍事協力の基礎
 ヲ創設スル爲各自ノ參謀總長ヲ代表スル軍事顧問ノ出席ハ利用
 ラレタリ

戰爭終結ノ促進ヲ以テ最重要トシ之ニ次ギ重要ナルハ戰爭ノ遂
 行上ニ於ケル現在ノ緊密ナル共同動作及協力ヲ戰闘終結後ノ時代
 迄繼續スルコトカ三國政府自體ノ國家的利益ノ爲及一切ノ平和愛
 好國ノ利益ノ爲肝要ナルコト並ニ右ノ方法ニ依リテノミ平和カ維
 持ハラレ且右諸國ノ國民ノ政治的、經濟的及社會的福利充分ニ
 増進ハラレ得ベキコトヲ右政府カ一致シテ承認シタルコトナリ
 右ノ確信ハ支那政府（編者注）カ會議中ニ參加シ且三國外務大
 臣及「ソヴィエト」社會主義共和國連邦駐新支那大使ニ依リ各
 自ノ政府ノ爲ニ署名ハレタル宣言中ニ於テ表明ハレ居レリ本
 日發表ハレタル右宣言ハ戰爭ノ遂行上ニ於ケル並ニ右四國カ夫
 々戰ヒツツアル敵國ノ降伏及武裝解除ニ關スル一切ノ事項ニ付テ
 ノ更ニ一層緊密ナル協力ニ付規定スル右宣言ハ四國政府ニ於テ
 的ノ協力及安全ノ原則ヲ示スル組織力基礎ト爲スベキモノナルコト
 ノ見一致シタル原則ヲ示スル組織力基礎ト爲スベキモノナルコト
 右組織内ヘノ包含ニ關スル規定ヲ設ケ居レリ

運合王國
 英國大使「サー、アーナボールド、クラーク、カー」
 「ウイリアム、ストラング」
 隨軍中將「サー、ヘースティングズ、イズメー」
 専門家
 「ソヴィエト」連邦
 元帥「カー、イニ、ヴェロシロフ」
 外務人民委員代理「アー、ヤ、ヴィシンスキー」
 外務人民委員代理「エス、エム、リトヴィノフ」
 外國貿易人民委員代理「ヴェ、エム、アー、シャルゲイ、エフ」
 參謀本部附隨軍少將「アー、アー、グ、ル、イズロフ」
 外務人民委員部上席職員「ゲー、アー、エフ、サクシン」
 専門家
 會議事項ハ討議ノ爲三國政府ニ依リ提出ハレタル一切ノ問題ヲ包
 含サリ右問題ノ或モノハ最終的決定ヲ要シタルカ決定ハ爲サレ
 タリ他ノ問題ニ關シテハ討議ノ後原則ニ關スル決定ガ次ノ如ク爲
 サレタリ即チ右他ノ問題ハ詳細ナル審議ヲ受クル爲特別ニ設置
 ラレタル委員會ニ付託ハレタルカ又ハ外交手續ニ依リ處理ノ爲
 留保ハラレタリ更ニ其ノ他ノ問題ハ意見ノ交換ニ依リ処分ハラレ
 タリ

合衆國、運合王國及「ソヴィエト」連邦ノ政府ハ共同ノ軍事務
 力ニ關スル一切ノ事項ニ付緊密ニ協力シ來レルカ三國政府ノ外務

注 本公表文中ニ於ケル「支那國」トハ重慶政權下ノ支那國ヲ
 謂フ
 會議ハ戦争ノ進展ニ從ヒ生ズル「ヨーロッパ」ニ關スル問題ノ審
 議ニ關スル三國政府間ノ最モ緊密ナル協力ヲ確保スル爲メ機
 設置スル共同勸告ヲ爲スベキ「ヨーロッパ」諮問委員會ヲ「ロ
 ン」ニ對シ設置スルコトニ決定セリ
 現存外交機關ヲ經ル三國各自ノ首府ニ在ル三國政府代表者ノ三國
 協議ヲ必要アル場合ニ於テ繼續スルコトニ關スル規定ハ設ケラレ
 タリ
 會議ハ又三國ノ政府及「フランス」國國民解放委員會ノ代表者ヲ
 以テ先ツ組織セラルベキ「イタリア」國關係事項諮問委員會ヲ設
 置スルコトニ意見一致セリ現在ノ戰爭中ニ於ケル「ギリシア」國
 及「ユーゴスラヴィア」國ノ領土上ヘノ「ファシスト」國
 リア「國」ノ侵入ヨリ生ズル兩國ノ特殊利益ニ鑑ミ右兩國ノ代表
 者ヲ右評議會ニ追加スルコトニ關スル規定ハ設ケラレ居レリ右評
 議會ハ軍事行動以外ノ日ノ問題ヲ討議シ且「イタリア」國ニ關
 スル聯合國ノ政策ヲ調整スル爲メ勸告ヲ作成スベシ
 三國外務大臣ハ「イタリア」國ニ於ケル民主主義ノ復活ニ賛スル
 トヲ適當ナリト認メタリ
 三國外務大臣ハ「オトムトリー」國ノ獨立ヲ回復スルコトヲ三國

政府ノ目的ナリト宣言セリ同時ニ右大臣ハ最終的解決ニ當リテハ
 「オーストリー」國ガ自國ノ解放ノ爲メスコトアルヘキ努力ニ
 起シタリ「オーストリー」國ニ關スル右宣言ハ本日發表セラレタ
 リ
 右外務大臣ハ如何ナル「ドイツ」國政府ニ休戰ヲ許スルニ當リ
 テモ「ドイツ」國軍隊ニ依リ蹂躪セラレタル諸國ニ於ケル暴虐及
 処刑ニ關係ヲ有シタル「ドイツ」國將兵及「ナチ」黨員ガ其ノ憎
 ムベキ犯罪ノ行ハレタル諸國ノ法令ニ依リ告發セラレ且罰ヲ受
 ル爲メ右諸國ニ送還セラルベキ旨ノ嚴肅ナル警告ヲ掲ゲタル大統領
 「ローズヴェルト」總理大臣「チアール」及「ソヴィエト」
 政府首席「スターリン」ニ依ル宣言ヲ會議ノ際ニ發シタリ
 會議ノ一切ノ事業ノ特徴ヲ成シタル相互ノ信頼及理解ノ雰囲気
 ニ於テ考慮ハ他ノ重要ナル問題ニ對シテモ加ヘラレタリ右問題ハ
 當座ノ問題ノミナラス「ヒトラー」治下ノ「ドイツ」國及其ノ與
 國ノ處理、經濟的協力並ニ全般的平和ノ確保ニ關スル問題ヲモ包
 含セリ

二 全般的的安全ニ關スル四國宣言
 千九百四十三年十月三十日「モスコ」ニ於テ署名
 (本宣言ノ英文及露文共前記一ノ公表文ト同)
 「アメリカ」合衆國、連合王國、「ソヴィエト」連邦及支那國



編者注)ノ政府ハ
右四國ガ各自ニ戰爭ヲ爲シツアル軸諸國ニ對スル戰闘ヲ右極
軸諸國ガ無條件降伏ノ基礎ニ於テ降伏スルニ至ル迄繼續スル旨ノ
千九百四十二年一月一日ノ連合國ニ依ル宣言及爾後ノ諸宣言ニ從
ヘル右四國ノ決意ニ於テ結合セラレ
右四國ノ本宣言ニ於ケル「支那國」トハ重慶政權下ノ支那國ヲ謂フ
保障スルノ右四國ノ責任ヲ自覺シ戰爭ヨリ平和ヘノ迅速且秩序ヲ
ル移行ヲ確保シ並ニ世界ノ人的及經濟的資源ノ軍備用トシテノ転
向ヲ最少ナラシメツツ國際的ノ平和及安全ヲ確立シ及維持スルノ
必要ヲ認メ
共同シテ左ノ如ク宣言ス
一 各自ノ敵國ニ對スル戰爭ノ遂行ノ爲誓約セラレタル右四國ノ
一致ノ行動ハ平和及安全ヲ組織化シ且之ヲ維持スル爲繼續セラ
ルベキコト
二 右四國中共通ノ敵國ト戰爭シツアル國ハ該敵國ノ降伏及武
裝解除ニ関スル一切ノ事項ニ付協同シテ行動スベキコト
三 右四國ハ敵國ニ課セラルル條件ノ違反ニ對シ準備スルコトヲ
必要ナリト認ムル一切ノ措置ヲ執ルベキコト
四 右四國ハ一切ノ平和愛好國ノ主權ノ平等ノ原則ヲ基礎トシ且
一切ノ右ノ如キ大小ノ國ガ參加國タリ得ル一般の國際機關ヲ圖
際的ノ平和及安全ノ維持ノ爲實行シ得ル限リ早期ニ設置スルノ

必要ヲ認メ居ルコト
五 國際的ノ平和及安全ヲ維持スル爲右四國ハ吾等ノ國際團體ノ爲
ノ共同行動ヲ目的トシテ相互ニ且必要アルトキハ連合國中ノ他
ノ連合國ト協議スベキコト
六 戰爭ノ終了後ニ於テハ右四國ハ本宣言ニ規定セララルル目的ノ
爲且共同協議ノ後ニ於ケル非ザレバ他國ノ領域内ニ於テ其ノ軍
隊ヲ使用スルコトナカルベキコト
七 右四國ハ戰後ニ於ケル軍備ノ調整ニ関シ實行シ得ル一般の協
定ヲ達成スル爲相互ニ及連合國中ノ他ノ連合國ト協議シ且協力
スベキコト
千九百四十三年十月三十日「モスコ」ニ於テ

ヴニ、モロトフ
コト、デル、ハトル
アントニー、イーデン
傳 乘 常

三 「イタリア」國ニ關スル宣言
（本宣言ノ英文及露文共前記一ノ公表文ト同一）
「アメリカ」合衆國、連合王國及「ソヴェエト」連邦ノ外務大臣

カ解放ヲ行ヒツツアル諸國ノ進撃軍隊ニ依リ今ヤ同復セラレツ
 アノ行動ニ及退却シツツアル諸國ノ進撃軍隊ニ依リ今ヤ同復セラレツ
 死ノ行動ニ及退却シツツアル諸國ノ進撃軍隊ニ依リ今ヤ同復セラレツ
 ハノ行動ニ及退却シツツアル諸國ノ進撃軍隊ニ依リ今ヤ同復セラレツ
 領域並ニ一ノ派ヲシテ一ノ派ヲシテ一ノ派ヲシテ一ノ派ヲシテ
 依テ三ノ派ヲシテ一ノ派ヲシテ一ノ派ヲシテ一ノ派ヲシテ
 ノ左ノ宣言ヲ殿前ニ宣シタルノ爲ニ陳述スル前記三ノ派ヲシテ
 戰ヲ許ス際ニ於テモ前記ノ暴虐、虐殺及刑罰ニ對シテ責任アルカ又
 ハ之ニ同意ノ參加ヲ爲シタル諸國及諸國ノ内ニ創立セラルベキ自
 右ニ依リ裁判セラルベシ名簿ハ右ノ諸國ノ侵略セラレタル部
 令ニ依リ編纂セラルベシ名簿ハ右ノ諸國ノ侵略セラレタル部
 ハレタル編纂セラルベシ名簿ハ右ノ諸國ノ侵略セラレタル部
 分ニ依リ編纂セラルベシ名簿ハ右ノ諸國ノ侵略セラレタル部
 アノ行動ニ及退却シツツアル諸國ノ進撃軍隊ニ依リ今ヤ同復セラレツ
 イタル大規模ノ銃殺或ハ特ニ考慮加スベシ人質又ハ「グランド
 國將校ノ大規模ノ銃殺或ハ特ニ考慮加スベシ人質又ハ「グランド
 ベルギノ大規模ノ銃殺或ハ特ニ考慮加スベシ人質又ハ「グランド

連合王國、合衆國及ソビエト連邦ハ「ヒトラー」ノ軍隊ガ
 隊ニ依リ行ハレツツアル暴虐、虐殺及冷酷ナル集團処刑ノ討滅ヲ
 多クノ方面ヨリ受領セリ「ヒトラー」ノ掌握スル一切ノ國民及地
 ナル形式ノ恐怖政治ニ「マサレ」來レリ新シキ事實ハ右地域ノ多ク
 五ノ責任ニ對スル「ヒトラー」一派
 本宣言ノ英文及露文共前記一ノ公表
 文ト同一資料ヨリ之ヲ採リタリ

「ヒトラー」ノ軍隊ガ
 隊ニ依リ行ハレツツアル暴虐、虐殺及冷酷ナル集團処刑ノ討滅ヲ
 多クノ方面ヨリ受領セリ「ヒトラー」ノ掌握スル一切ノ國民及地
 ナル形式ノ恐怖政治ニ「マサレ」來レリ新シキ事實ハ右地域ノ多ク
 五ノ責任ニ對スル「ヒトラー」一派
 本宣言ノ英文及露文共前記一ノ公表
 文ト同一資料ヨリ之ヲ採リタリ



ノ農民ノ処刑ニ参加シタルカ或ハ「ボーランド」國ノ又ハ今ヤ敵
 ノ一掃セラレタルツア「ソヴイェト」連邦ノ領域ニ於ケル國民ニ
 對シ行ハレタル自己ガ狼藉ヲ加ヘタル國民ニ依リ當該現場ニ於テ
 ニ送還セラレタル自己ガ知ルベシ現在迄ニ無辜ノ血ヲ以テ自己ノ手ヲ
 染ムルコトナカリシ者ハ有罪者ノ隊伍ニ加ハラザル様注意スベシ
 何トナレバ三連合國ハ世界ノ最後ノ端迄モ右ノ者ヲ追跡シ正義ノ
 裁ガ行ハルル爲右ノ者ノ告発者ニ之ヲ引渡スベキコト極メテ論議
 ナレバナリ
 前記ノ宣言ハ當該犯罪ガ特定ノ地理的制限ヲ有セズ且連合國諸政
 府ノ共同決定ニ依リ罰セラルベキ大罪人ノ變合ニ關係ヲ有スルコ
 トナシ

チア
 ゴー
 ー
 ズ
 ー
 ヴ
 ー
 ニ
 ル
 ト
 ス
 タ
 ー
 リ
 ン

